

松川十五年

真実の勝利のために

松川事件対策協議会

松川運動史編纂委員会／編

松川十五年

114151

● 眞実の勝利のために

松川事件対策協議会

松川運動史編纂委員会編

労働旬報社

検印省略

松川十五年——真実の勝利のために

発 行	昭和39年8月17日 初版発行 昭和39年9月1日 第二版発行
編 者	松川事件対策協議会 松川運動史編纂委員会
発行者	木 檜 哲 夫
発行所	労働旬報社 東京都港区芝西久保巴町32 電 話 (434) 3 6 8 1 - 4 大阪市北区兎我野町33 東神ビル (312) 0 2 1 6 ・ (361) 8 7 1 5
装 幀	高 橋 錦 吉
印刷所	東銀座印刷出版K. K
写真提供	伊藤昭一, 近藤彰利, 塩田庄兵衛
製本所	梶 田 製 本 所

定 価 3 8 0 円

序

廣 津 和 郎

松川十五年の運動には、いろいろな意味で心に残るものがある。魅力というところ少し語弊があるが、それに携わった人達をすべて熱中させてしまうような特殊なもの——やはり魅力というべきか——があったことは事実である。

無実な人間が強権の手で殺される、それを見殺しにはできない、そのような不当は許されないという憤りが、人々の心を結びつけ、それがあのような国民運動の形となって燃え上った例は、歴史の上でも稀有のことに属するのではないか。この運動に参加した人達はイデオロギーを越え社会の各階層にわたっていた。不合理の横行をゆるさないといいヒューマニズムの一点で、人々は一致団結したのである。思うだけにすがすがしい極みであった。

この運動に参加した人々は、おのおのの分野で、各自それぞれ強い感動を心に残されたことと

思う。

私の参加は決して早い方とはいえなかった。事件が起きてから三年後、昭和二十七、八年頃からやっと関心を持ち始めたが、本格的に取り組む気になったのは、第二審判決があつてからであつた。私は自分で自分に適当と思う役割を選ぶことにした。文筆家である私は、第二審の判決が、真実を歪曲し、事実を誤認しているのを摘発して、被告諸君の無実を証明し、それを雑誌に書き、国民に知らせることにつとめた。それは法廷における弁護団の活動に、法廷外で協力して、被告諸君のために輿論を獲得することでもあつた。この仕事はたしかに私を一途にさせ、夢中にさせた。文筆家であっても、書きたくて書く文章は、そう沢山にあるものではない。松川裁判批判は私としては少なくとも書かずにいられなくて書いた文章であつたといえる。

私は自分の仕事の分担範囲を自分できめて、その範囲内の仕事しかなかったが、各分野で多くの人々が一致団結しておこなつた運動の跡を振り返つて見ると、そのみごとに今更のように大きな感動を覚える。

あの不当な拘禁を受けた被告諸君が、不自由と窮乏との中から、世の中に向つて無実を訴えて訴えて訴え抜いたあの気力、街頭に立つて、良人の、息子の、兄弟の無実を、道行く人々に訴え始めたあの家族会の立上り、その家族会を結成させた岡林、大塚両弁護人の努力、事件当初より終始一貫救援運動の中心に立つた人たちの熱意、それらを振り返つて見ると、実によくやったものであると思う。

私は執筆の合間に、全国各地を講演してまわったが、日本国中の津々浦々に至るまで、救援会が結成され、熱心な活動がくり上げられているのに、いつも心を打たれた。

各労働組合からの救援、殊にその中心に立った総評からの物心両面における多大の援助は、特筆すべきであろう。

海外からも多大なカンパを得たこと、この事件の如き例はないであろう。

今この事件にとりくんだ各方面のひとびとの力をあつめて、十五年の松川運動史が纏められるということは、私たちにあってありがたいことであると共に、これは実に有意義なことであると思う。

松川の運動は、不当な圧力をはね返して、終に被告諸君全員無罪をかちとったが、列車顛覆事件は、終に真犯人が捜査されないまま、今時効成立の時に来ている。実に残念なことであり、割切れない気持のすることである。

真相は歴史が証明するといわれ、いつか解る時が来るといわれているが、しかし有耶無耶のうちに葬り去られてしまう事件も決してないとはいわれない。

関係者に次ぎに望みたいことは、あらゆる客観的資料を蒐集して、この松川列車顛覆致死事件の真相を、究明してもらいたいことである。

一九六四年八月

目次

序

廣津 和郎

序 章 一九四九年夏

1	事件の経過	(一六)
---	-------	------

2	事件の背景	(一九)
---	-------	------

I 逆コースに転じた占領政策

II 首切り合理化に対する労働者階級の抵抗

III はげしい弾圧・分裂政策

IV 下山・三鷹事件

V 松川事件

VI 三つの事件が労働運動にもたらしたもの

3	解放闘争と権力犯罪	(三六)
---	-----------	------

第一章 虚偽と真実の出発

1	検 挙	(四三)
2	赤間自白	(四四)
3	浜崎自白	(四八)
4	太田自白	(五〇)
5	奇怪だった捜査・逮捕	(五三)
6	闘いのはじまり	(五五)
7	家族会の結成	(五七)
8	無実の訴え	(六一)
9	第一審公判で明らかだった真実	(六六)

第二章 壁

1	権力に屈服した一夜づくりの判決	(七)
2	四つの誓い	(八)
3	被告の通信活動	(八)
4	苦難のなかの救援活動	(八)
5	苦勞の多かった控訴趣意書づくり	(九)
6	光明を与えた広汎な弁護団結成	(九)
7	家族の全国行脚の訴え	(九)
8	人びとの心をとらえていった被告の通信活動	(一〇)
9	国の内外からよせられた救援の手	(一〇)
10	運動の広がりから生まれた公正裁判要請	(一〇)
11	国労鬼怒川大会決議と総評の決議	(一〇)
12	廣津ら文化人の公正裁判要請	(一一)
13	二審判決前	(一一)

第三章 苦 闘

1	公正を仮装する偽りの二審判決	(一三)
2	松川十の誓い	(一六)
3	拘置所に戻された被告たちと無罪になった三被告	(一八)
4	二審判決を使つての中傷攻撃	(二三)
5	眞実を国民に定着させるための反省	(二三)
6	苦 闘	(二五)
7	廣津和郎の裁判批判活動	(四五)
8	守る会運動の出発	(四九)

第四章 運動の展開

1	高さ一メートルにおよぶ上告趣意書づくり……………	(一六)
2	総評が被告を春闘オルグに派遣……………	(一七)
3	現地調査——公正裁判要請から生まれたもの——……………	(一七)
4	現地調査の反響と地元福島の労働組合……………	(一八)
5	中央松対協の結成……………	(一八)

第五章 勝利への前進

1	松川運動の火種——守る会の発展……………	(一九)
2	守る会運動と労働組合……………	(一九)
3	現調の前進と特別調査……………	(一九)
4	地方松対協の結成……………	(二〇)
5	石坂裁判官忌避と諏訪メモ提出……………	(二〇)
6	松川大行進……………	(二〇)

7	口頭弁論——ウソと偽りを真実で徹底的に追及	(三三)
8	十年ぶりに無期・死刑組が保釈	(三八)
9	勝利のはじまり最高裁判決	(三二)
10	多数意見と少数意見	(三四)

第六章 珠玉の真実

1	疑いない真実を証明した国労専門家調査団	(三三)
2	十年間秘めていた目撃者が真実の証言に	(三五)
3	国民運動の頂点——松川劇映画運動	(三九)
4	全国津々浦々で上映され運動を拡大	(四三)
5	闘いの決算——差戻審公判	(四六)

第七章 無罪確定

- 1 八・八無罪判決……………(二五)
- 2 一刻も早く社会で働ける権利を——検事上告との闘い……………(二六)
- 3 松川学校……………(二六)
- 4 国会での追及と検事上告弁論……………(二六)
- 5 最高裁無罪確定判決……………(二六)
- 6 歴史の審判に時効はない……………(二七)

終章

歴史の審判

——松川十五年の成果と教訓

- 1 政治的謀略とたたかう力……………(二七)
- 2 松川運動を勝利させたもの……………(二九)

1 統一と団結

Ⅱ 人民の大衆的裁判闘争

3 松川運動がのこしたもの	(二六七)
---------------	-------

あとがき	(二九一)
------	-------

松川十五年のあゆみ(年表)	(二九三)
---------------	-------

序章 一九四九年夏

